

令和6年5月24日

各位

公益社団法人北海道観光振興機構
会長 小金澤 健 司

令和6年度 旅行商品造成支援事業の委託業務に係る企画提案の公募について

謹啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、当機構の事業推進に格別なご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当機構では、標記事業に係る委託業務について下記の通り企画提案を募集することといたしますので、ご案内申し上げます。

敬 具

記

1. 事業名

令和6年度 旅行商品造成支援事業の委託業務

2. 参加表明

企画提案書提出の意向がある場合は、参加表明書（別紙1）へ必要事項を記入の上、期限内にメールで提出して下さい。

3. 提出物について

企画提案書及び見積書

4. 今後のスケジュール

- | | |
|--------------|-------------------|
| (1) 参加表明 | 令和6年5月31日（金）12時まで |
| (2) 企画提案書の提出 | 令和6年6月21日（金）12時まで |
| (3) 審査会の実施 | 令和6年6月下旬予定 |
| (4) 結果通知 | 令和6年7月上旬予定 |

※6者以上の企画提案があった場合、書面審査により審査会に参加する5者を選定する場合があります。

5. その他

本事業に関する説明会はございません。事業内容に関する質問を令和6年6月5日（水）12時まで、eメールまたはFAXで受け付けます。回答については、全体を取りまとめの上、参加表明した事業者に対して、6月6日（木）以降、速やかに通知します。

6. 問い合わせ先

公益社団法人北海道観光振興機構 事業企画本部 プロモーション部
〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階
TEL：011-231-0941 FAX：011-232-5064
栩原 幸志 e-mail：k_tochihara@visithkd.or.jp
柳原 由実子 e-mail：y_yanagihara@visithkd.or.jp

以 上

令和6年度 旅行商品造成支援事業の委託業務に係る企画提案指示書

1. 委託業務名

令和6年度 旅行商品造成支援事業の委託業務

2. 事業目的

閑散期における北海道旅行の需要喚起策の一環として、北海道内の魅力的な観光コンテンツを盛り込んだ旅行商品に対して、その広告宣伝費の一部を助成する事業を実施するにあたり、対象旅行商品の募集、旅行会社との調整・進捗管理・精算等の事務作業、および北海道観光振興機構（以下、「機構」という。）が提供する「旅行関係者のための 北海道の観光情報サイト HOKKAIDO TRAVEL NAVI」（以下、「HOKKAIDO TRAVEL NAVI」という。）の維持管理及び利用促進業務を行う事業者を募集する。

3. 委託期間

契約締結日から令和7年3月5日（水）まで

4. 契約方法

公募型プロポーザル方式（価格考慮型）による随意契約

5. 予算上限額

30,000千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

- (1) 助成金25,000千円（税込）を含む。
- (2) 1回の募集で、助成申請額が25,000千円（税込）に満たない場合、追加募集することがある。
- (3) 募集の結果、助成申請額が25,000千円（税込）に達しない場合にあっても、助成金と申請額の差額を他の業務の経費に充てることはできないものとする。
- (4) 自然災害、感染症の蔓延、官公庁または公的機関の命令または勧告等により、必要がある場合は、委託業務の内容及び予算上限額を変更、又は中止する場合がある。その場合は、機構と提案者の双方の協議により、提案内容の変更または契約しないことがある。

6. 委託業務内容

- (1) 当機構の条件を満たした旅行商品に対して広告宣伝費を助成することを、旅行会社に告知し、募集すること。（1回の募集で、助成申請額が25,000千円（税込）に満たない場合、複数回に亘り追加募集する可能性がある。）
- (2) 旅行会社に企画書の提出を依頼し、応募条件を満たしているか確認すること。
- (3) 申請された広告宣伝の媒体価値についてその妥当性を機構に助言し、機構で決定した旅行商品およびその助成額を旅行会社に通知すること。
- (4) 広告宣伝の出稿状況ならびに予算の執行状況を毎月確認し、期末に精算処理を行うこと。
- (5) 旅行商品の募集要項（案）は別紙3のとおり。委託事業者決定後、詳細を詰める。
- (6) 「HOKKAIDO TRAVEL NAVI」の維持管理及び利用促進を図ること。

7. 事業実績報告書及び証憑書類等の納品

事業終了後、本事業の実施結果と成果について、令和7年3月5日（水）までに、以下の書類を提出すること。

(1) 事業実施報告書

以下の項目を含む事業実施報告書を2部提出すること。

- ① 実施概要と合計金額及びその効果
 - ② 対象旅行商品を掲載した各種広告媒体の詳細と各カテゴリー別・商品別の金額およびその定量的効果
 - ③ 添付書類：企画提案書 兼 報告書（様式第2号）
- (2) 証憑書類等
- ① 助成金実績報告書（様式第6号）
 - ② 広告代理店、メディア等から旅行会社への請求書写し等
 - ③ 請求書（任意の様式）
- ※ 事業費（委託料）は、事業終了後の事業実施報告書の提出をもって支払うものとする。

8. 企画提案応募条件等

- (1) 単独法人又は複数の法人による連合体（以下「コンソーシアム」という。）であること。
- (2) 単独法人及びコンソーシアムの構成員は、次の要件を全て満たしていること。
 - ① 北海道に本店もしくは事業所等（本事業を実施するために設置する場合も含む。）を有する法人、又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団又は暴力団員の統制下にある法人を除く。
 - ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。
 - ③ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
 - ④ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付け局総第461号）第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。
 - ⑤ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しないものであること。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を排除されていないこと。
 - ⑥ コンソーシアムの構成員が単独企業、法人以外の団体又は他のコンソーシアムの構成員として、この企画提案（プロポーザル）に参加する者でないこと。
- (3) コンソーシアムにおいては、(1)(2)の要件のほか、次のいずれの要件も満たすこと。
 - ① コンソーシアムを構成する企業間に明確な契約が存在すること。
 - ② 委託を受けた事業が完了した日の属する年度の終了後5年間、会計帳簿等の関係書類の保存について責任の所在が明確であること。
- (4) 旅行業を営んでないこと。
- (5) 広告媒体の価値を適切に判断できる能力を有すること。

9. 今後のスケジュール

- | | |
|---------------|-------------------|
| (1) 当事業への参加表明 | 令和6年5月31日（金）12時まで |
| (2) 企画提案書の提出 | 令和6年6月21日（金）12時まで |
| (3) 審査会の実施 | 令和6年6月下旬予定 |
| (4) 受託事業者決定 | 令和6年7月上旬予定 |

10. 参加表明の提出

本事業に参加しようとする者は、参加表明書（別紙1）に会社名、所在地、担当者名、連絡先等、必要事項を記載の上メールにより申込すること。

- (1) 表明期限：令和6年5月31日（金）12時まで
- (2) 参加表明書：別紙1のとおり
- (3) 表明先： 公益社団法人北海道観光振興機構 事業企画本部 プロモーション部
〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階
TEL：011-231-0941 FAX：011-232-5064
栩原 幸志 e-mail：k_tochihara@visithkd.or.jp
柳原 由実子 e-mail：y_yanagihara@visithkd.or.jp

11. 企画提案書の提出

- (1) 提出期限：令和6年6月21日（金）12時まで
- (2) 提出場所：公益社団法人北海道観光振興機構 事業企画本部 プロモーション部
〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階
TEL：011-231-0941 FAX：011-232-5064
栩原 幸志 e-mail：k_tochihara@visithkd.or.jp
柳原 由実子 e-mail：y_yanagihara@visithkd.or.jp
- (3) 提出部数 6部
(会社名、業務従事者氏名を記載したものを1部、記載しないものを5部)
- (4) 提出方法：提出場所に持参または郵送（提出期限必着）すること。

12. 企画提案書作成上の留意点

- (1) 様式の企画はA4判サイズとし、冒頭に企画提案書の全体構成を記載し、企画提案書の頁数は全体で30頁以内とすること。
- (2) 企画提案書の作成にあたっては、企画提案の考え方のほか、下記の項目について記載すること。
 - ① これまでの事業実績
過去3年以内の本事業と同種、かつ同程度の規模の事業受注実績について記載すること。
なお、社名が特定されないよう、過去に当機構から受託した事業内容は一切記載しないこと。
 - ② 業務実施体制
当該業務実施体制について、業務担当者をはじめとする企画提案者の体制のほか、協力会社等を明記し、具体的に記載すること。なお、提案者名を記載した企画提案書の1部のみ業務担当者名及び協力会社を記載し、無記名の企画提案書については、事業提案者の業務担当者名について「A」、「B」等の表現を用いて記載すること。
 - ③ 業務スケジュール
委託業務開始から終了までのスケジュールを具体的に記載すること。

④ 見積書

費用項目の明細を記載すること。

13. 企画提案に関する審査

企画提案書の内容について、プレゼンテーション及びヒアリング(以下「審査会」という。)を実施する。日時及び場所については、別途通知する。

- (1) 参加表明期日までに参加表明を行い、かつ提出期日までに必要部数の企画提案書を提出した者を審査対象とする。
- (2) プロポーザル方式(価格考慮型)による審査会にて事業者を決定する。(企画提案内容に加えて価格についても審査基準の要素とする。)
- (3) 企画提案者によるプレゼンテーションを基に審査する。なお、5者を超える企画提案があった場合、予め書類審査を行い、審査会に参加する5者を選定する場合がある。
- (4) 審査会に参加できない場合は、棄権とみなす。
- (5) 審査会時の追加資料の配布については認めない。
- (6) プレゼンテーション用の機器類を使用する場合は、事前に申し出を行ったうえで審査対象者が準備・設置するものとする。なお、審査の進行に影響を及ぼすと判断されるものについては使用を認めない。

14. 審査基準

企画提案は次の項目を審査し、総合的に判断する。

- (1) 業務遂行能力
北海道観光のプロモーションに精通し、広告媒体の価値を適切に判断する能力を有しているか。また、業務を遂行するにあたっての実施体制が確保され、業務遂行能力があると判断できるか。
- (2) 企画提案の目的適合性
実施内容が、事業目的を達成させるために効果的であるか。また、実施内容は、事業の目的に資するものであるか。
- (3) 実現性
事業の組み立てに具体性があり、実現可能な内容・スケジュールとなっているか。
- (4) 経済合理性
費用対効果が高い提案となっているか

15. 留意事項

- (1) 企画提案書の作成・提出に係る費用は企画提案者の負担とする。
- (2) 提案された企画提案書は返却しない。
- (3) 提出期限を過ぎての企画提案書の提出、資料の追加及び差替えは認めない。
- (4) 公平性、透明性、客観性を期するため、提出された企画提案書を公表する場合がある。
- (5) 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、機構と委託者が協議して決定する。
- (6) 業務遂行にあたっては、機構との連携・調整を密に行うとともに、迅速かつ的確な対応及び効率的な手法により十分な成果が得られるよう努める。

- (7) この企画提案指示書の内容に疑義が生じたときや定めのない事項については、北海道観光振興機構と受託者が協議の上、処理するものとする。
- (8) 著作権、肖像権に関して、権利者の許諾が必要な場合は、受託事業者において必要な権利処理を行うこと。
- (9) 委託契約に係る業務処理に伴い発生する特許権、著作権その他すべての権利は、機構に帰属するものとする。
- (10) 再委託の禁止について
再委託の予定がある場合は（下記②の業務に限る）、再委託先の事業者名、住所、金額、再委託する業務範囲を記載すること。なお、再委託を行う際には、予め機構の承認を得る必要があるので留意すること。
*機構の承認を要する再委託の範囲は、次の区分における②を言う。
- ① 「業務の主たる部分」（業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等）・・・再委託を行うことはできない。
- ② 「業務の主たる部分」及び「軽微な業務」を除く業務・・・再委託に際し、当機構の承認を要する。
- ③ 「軽微な業務」（コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等）・・・再委託に際し、当機構の承諾を要さない。
- (11) 新型コロナウイルス感染症の状況により、委託業務内容などを変更する場合は当機構と提案者の協議のうえ決定する。
- (12) 手続きで使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。

16. 問い合わせ先

公益社団法人北海道観光振興機構 事業企画本部 プロモーション部
〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階
TEL：011-231-0941 FAX：011-232-5064
栩原 幸志 e-mail：k_tochihara@visithkd.or.jp
柳原 由実子 e-mail：y_yanagihara@visithkd.or.jp

参 加 表 明 書

令和 6 年度 旅行商品造成支援事業の委託業務
に係る企画提案の参加表明を致します。

会 社 名	
所在地	
担当者名	部署・役職：
	氏名 ：
連絡先	TEL ：
	Email ：

提出期限：令和 6 年 5 月 3 1 日（金）12 時

提 出 先：公益社団法人北海道観光振興機構 事業企画本部 プロモーション部
〒060-0003 札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 1 - 1 緑苑ビル 1 階
TEL：011-231-0941 FAX：011-232-5064
栩原 幸志 e-mail：k_tochihara@visithkd.or.jp
柳原 由実子 e-mail：y_yanagihara@visithkd.or.jp

コンソーシアム協定書

(目 的)

第 1 条 本協定は、コンソーシアムを設立して、公益社団法人北海道観光振興機構が発注する「令和 6 年度 旅行商品造成支援事業の委託業務(以下「本業務」という。)を効率的に営み、優れた成果を達成することを目的とする。

(名 称)

第 2 条 本協定に基づき設立するコンソーシアムは、「令和 6 年度 旅行商品造成支援事業の委託業務」受託コンソーシアム(以下、「本コンソーシアム」という。)と称する。

(構成員の住所及び名称)

第 3 条 本コンソーシアムの構成員は、次のとおりとする。

(1) _____

(2) _____

(3) _____

(幹事企業及び代表者)

第 4 条 本コンソーシアムの幹事企業は _____ とする。

2 本コンソーシアムの幹事企業を本コンソーシアムの代表者とする。

(代表者の権限)

第 5 条 本コンソーシアムの代表者は、本業務の執行に関し、本コンソーシアムを代表して発注者と折衝する権限並びに本コンソーシアムの名義をもって委託料の請求、受領及び本コンソーシアムに属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の連帯責任)

第 6 条 本コンソーシアムは、それぞれの分担に係る進捗を図り、本業務の執行に関して連帯して責任を負うものとする。

(分担受託額)

第 7 条 各構成員の業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

2 前項に規定する分担受託額については、運営委員会が定め発注者に通知する。発注者との間で契約内容が変更されたときも同様とする。

(運営委員会)

第8条 本コンソーシアムは、構成員全員をもって運営委員会を設け、本業務の運営にあたるものとする。

(業務処理責任者)

第9条 本コンソーシアムはその構成員の中から、本業務の処理に関する業務処理責任者を選出し、本業務に係わる指揮監督権を一任する。

(業務担当責任者及び業務従事者)

第10条 本コンソーシアムの各構成員の代表者は、業務処理責任者の下で本業務に従事する業務担当責任者及び業務従事者を指名する。

(取引金融機関)

第11条 本コンソーシアムの取引金融機関は、_____とし、本コンソーシアムの代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の個別責任)

第12条 本コンソーシアムの構成員がその分担に係る本業務の執行に関し、当該構成員の責めに帰すべき事由により発注者又は第三者に損害を与えた場合は、当該構成員がこれを負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第13条 この協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

(業務途中における構成員の脱退)

第14条 構成員は、本コンソーシアムが業務を完了する日までは脱退することができない。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第15条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合には、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完了するものとする。

(解散後の瑕疵担保責任)

第16条 本コンソーシアムが解散した後においても、本業務につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(会計帳簿等の保存)

第 17 条 本業務に係る会計帳簿及び雇用関係書類等の関係書類は本業務が完了した日の属する年度の終了後 5 年間、_____が保存するものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 18 条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

(管轄裁判所)

第 19 条 本協定の紛争については、札幌地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

代表者幹事企業_____外____社は、上記のとおり本コンソーシアム協定を締結したので、その証として本正本____通及び副本 1 通を作成し、各構成員が記名押印の上、正本については構成員が各 1 通を保有し、副本については委託契約書に添えて発注者に提出する。

令和 年 月 日

代表者 (所在地)
(名 称)
(代表者) ⑩

構成員 (所在地)
(名 称)
(代表者) ⑩

構成員 (所在地)
(名 称)
(代表者) ⑩

令和6年度 旅行商品造成支援事業 募集要項(案)

1. 目的

閑散期における北海道旅行の需要喚起策の一環として、北海道内の魅力的な観光コンテンツ、とりわけ「アドベンチャーツーリズム」「ワインツーリズム」「ケアツーリズム」「ナイトタイムエコノミー」のテーマ性を盛り込んだ旅行商品に対して、その広告宣伝費の一部を助成する。

【参考】

・アドベンチャーツーリズム

アクティビティ、自然、文化体験の3要素のうち、2つ以上で構成される旅行

・ワインツーリズム

地域のワイナリーやブドウ畑を訪れ、その土地の自然、文化、歴史、暮らしに触れ、作り手や地元の人々と交流し、ワインやその土地の料理を味わう旅行。日本酒やウイスキー等も含まれる。

・ケアツーリズム

<https://www.visit-hokkaido.jp/recommend/caretourism/>

大自然のパワーを全身で感じる。温泉でゆっくり癒される。旬の美味しいもので満足する。カラダの中からキレイになるなど「心と身体をケアする旅行」

例：温泉・サウナ・スパ・ヨガ・ヘルシー食など

・ナイトタイムエコノミー

夜間・早朝の時間におこなわれる様々な活動を通じて地域の自然文化創生や発展、国内外の人々への魅力訴求、消費拡大などにつなげる旅行

例：早朝熱気球体験・夜景観賞・星空鑑賞など

2. 助成対象者

応募する旅行会社は、次の要件を満たしていること。

- (1) 第1種旅行業または第2種旅行業を登録していること。
- (2) 民間企業、又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人であること。
- (3) 暴力団関係事業者等ではないこと。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 委託会社と資本関係および、人的関係、資金関係等において、事業関連性を有しないこと。

3. 対象旅行商品

旅行商品の募集条件・助成額は、以下の内容とする。

(1) 全商品共通事項

- ① 対象出発日： 令和6年11月1日（金）～令和7年2月14日（金）
- ② 対象広告掲載日：採択通知日の翌日～令和7年1月31日（金）

- ③ 首都圏・関西圏・中京圏を発着地とし、北海道内との往復ともに航空機を利用し、北海道内を2泊3日以上で周遊する募集型企画旅行商品。
 - ④ 札幌市以外の観光素材かつ札幌市以外の宿泊地がひとつ以上組み込まれていること。
 - ⑤ 北海道観光振興機構の「旅行会社向け北海道観光情報サイト HOKKAIDO TRAVEL NAVI」(<https://travel-navi.visit-hokkaido.jp/>)の観光素材が含まれていること。
※ 「HOKKAIDO TRAVEL NAVI」の会員登録を済ませてから検索すること。
 - ⑥ 「アドベンチャーツーリズム」「ワインツーリズム」「ケアツーリズム」「ナイトタイムエコノミー」の4つのテーマうち1つ以上のテーマを選択し、そのテーマに合う観光素材が2つ以上含まれていること。
 - ⑦ 対象旅行商品には、「HOKKAIDO LOVE!」のロゴ、および「協賛：(公社)北海道観光振興機構」を表示すること。
 - ⑧ 北海道観光PRキャラクター「キュンちゃん」および「HOKKAIDO LOVE! LINE 公式アカウントQRコード」の表示に努めること。
 - ⑨ クレジット表記等の確認のため、広告掲載日4営業日前までに広告原稿を提出すること。
※ 事務局営業時間：土日祝日・年末年始(12/29~1/03)を除く、08：45~17：30
 - ⑩ 対象旅行商品の広告掲載実績（掲載証明書、請求書等の写し）を掲載日の翌月4日までに報告すること。
 - ⑪ 対象旅行商品の対象期間の送客実績を出発日の翌月4日までに報告すること。
 - ⑫ 自然災害、感染症の蔓延、官公庁または公的機関の命令または勧告等により、必要がある場合は、当助成事業の全部または一部を中止する場合がある。
 - ⑬ 国、各都道府県、各市町村の補助金や助成金を受けているものは助成の対象外とする。但し、旅行会社ではなく旅行者が補助金や助成金を受けているものは、この限りではない。また、本事業の対象事業として選定される前の経費は対象とならない
- (2) 首都圏発
- ① 商品内容：令和6年11月1日（金）～令和7年2月14日（金）の期間内に首都圏を出発する募集型企画旅行で、首都圏と北海道内を往復ともに航空機利用し、北海道内を2泊3日以上で周遊する商品。なお、茨城空港を利用する商品については、別途事業を予定しているため対象外とする。
 - ② 助成対象：当該商品販売に利用する広告媒体（新聞・テレビ・ラジオ・WEB記事・旅行雑誌等）への掲載費用（税抜）の2分の1以内を助成する。
※ 原稿制作費も助成対象とする。
※ 他商品と併載の場合、その面積に応じた費用を助成の対象とする。
※ 当該商品を複数回掲載した場合、その合算額を対象とする。
※ 自社媒体（パンフ・HP・WEB・会員誌・チラシ等）は助成対象外とする。
 - ③ 助成額：申請は1事業者4商品までとし、1商品につき最大2,000千円（税込）を助成する。応募多数の場合、過去実績等のデータや情報を根拠に算出された目標送客数の上位15商品を選抜し、その目標数に応じて、当カテゴリーに設定している助成金総額15,000千円（税込）を按分する。なお、(3)(4)の助成申請額が、各カテゴリーで設定している助成金総額を下回る場合、その差額を、当カテゴリーの助成金総額に充当することもある。同様に、当カテゴリーで、助成申請額が設定している助成金総額を下回る場合、(3)(4)に充当することがある。

(3) 関西圏発

- ① 商品内容：令和6年11月1日（金）～令和7年2月14日（金）の期間内に関西圏を出発する募集型企画旅行で、関西圏と北海道内を往復ともに航空機利用し、北海道内を2泊3日以上で周遊する商品。
- ② 助成対象：当該商品を広告媒体（新聞・テレビ・ラジオ・WEB記事・雑誌等）への掲載費用（税抜）の2分の1以内を助成する。
 - ※ 原稿制作費も助成対象とする。
 - ※ 他商品と併載の場合、その面積に応じた費用を助成の対象とする。
 - ※ 当該商品を複数回掲載した場合、その合算額を対象とする。
 - ※ 自社媒体（パンフ・HP・WEB・会員誌・チラシ等）は助成対象外とする。
- ③ 助成額：申請は1事業者4商品までとし、1商品につき最大1,000千円（税込）を助成する。応募多数の場合、過去実績等のデータや情報を根拠に算出された目標送客数の上位15商品を選抜し、その目標数に応じて、当カテゴリーに設定している助成金総額6,000千円（税込）を按分する。なお、(2)(4)の助成申請額が、各カテゴリーで設定している助成金総額を下回る場合、その差額を、当カテゴリーの助成金総額に充当することもある。同様に、当カテゴリーで、助成申請額が設定している助成金総額を下回る場合、(2)(4)に充当することがある。

(4) 中京圏発

- ① 商品内容：令和6年11月1日（金）～令和7年2月14日（金）の期間内に中京圏を出発する募集型企画旅行で、中京圏と北海道内を往復ともに航空機利用し、北海道内を2泊3日以上で周遊する商品。
- ② 助成対象：当該商品を広告媒体（新聞・テレビ・ラジオ・WEB記事・雑誌等）への掲載費用（税抜）の2分の1以内を助成する。
 - ※ 原稿制作費も助成対象とする。
 - ※ 他商品と併載の場合、その面積に応じた費用を助成の対象とする。
 - ※ 当該商品を複数回掲載した場合、その合算額を対象とする。
 - ※ 自社媒体（パンフ・HP・WEB・会員誌・チラシ等）は助成対象外とする。
- ③ 助成額：申請は1事業者2商品までとし、1商品につき最大1,000千円（税込）を助成する。応募多数の場合、過去実績等のデータや情報を根拠に算出された目標送客数の上位9商品を選抜し、その目標数に応じて、当カテゴリーに設定している助成金総額4,000千円（税込）を按分する。なお、(2)(3)の助成申請額が、各カテゴリーで設定している助成金総額を下回る場合、その差額を、当カテゴリーの助成金総額に充当することもある。同様に、当カテゴリーで、助成申請額が設定している助成金総額を下回る場合、(2)(3)に充当することがある。

4. 今後のスケジュール

- | | |
|---------------|-------------------|
| (1) 当事業への参加表明 | 令和6年7月31日（水）12時まで |
| (2) 企画提案書の提出 | 令和6年8月30日（金）12時まで |
| (3) 審査会の実施 | 令和6年9月上旬（6日（金））予定 |
| (4) 採択通知 | 令和6年9月上旬 |

5. 参加表明の提出

本事業に参加しようとする者は、参加表明書（別紙4）に会社名、所在地、担当者名、連絡先等、必要事項を記載の上メールにより申込すること。

(1) 表明期限：令和6年7月31日（水）12時まで

(2) 参加表明書：別紙4のとおり

(3) 表明先：

公益社団法人北海道観光振興機構 事業企画本部 プロモーション部
〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階
TEL：011-231-0941 FAX：011-232-5064
棚原 幸志 e-mail：k_tochihara@visithkd.or.jp
柳原 由実子 e-mail：y_yanagihara@visithkd.or.jp

6. 企画提案書の提出

(1) 提出物：① 助成金交付申請書（様式第1号）

② 企画提案書 兼 報告書（様式第2号）

③ 過去3年以内に造成した類似商品の概要が分かるもの

（最も実績があった年度のもの1点）※但し、新規商品の場合は不要

(2) 提出期限：令和6年8月30日（金）12時まで

(3) 提出先： 委託事業会社

(4) 提出方法：委託事業会社からの提案内容による。委託事業者決定後、詳細を詰める。

7. 選定方法

(1) 選定方法

当機構が設置した審査会において書類審査を行い選定する。

(2) 選定基準

① 本事項に示した条件を満たした旅行商品となっているのか。

② 観光客にとって魅力のあるコンテンツを有する旅行商品となっているか。

③ 旅行会社向け北海道観光情報サイト「HOKKAIDO TRAVEL NAVI」（<https://travel-navi.visit-hokkaido.jp/>）に掲載のコンテンツを活用しているか。

④ 「アドベンチャーリズム」「ワインリズム」「ケアリズム」「ナイトタイムエコノミー」の4つのテーマうち、1つ以上のテーマを選択し、そのテーマに合う観光素材が2つ以上含まれているか。

⑤ 旅行商内容のPRに適したメディア媒体となっているか。

⑥ 過去実績等のデータや情報を根拠に算出された、適切な目標送客数となっているか。

⑦ 申請額に妥当性があるか。

⑧ 費用対効果が高い提案となっているか。

8. 採択通知

審査後、速やかに助成の可否を申請者に通知する。委託事業者決定後、詳細を詰める。

9. 企画内容の変更及び中止

申請承認を受けた旅行商品を変更もしくは他商品と差し替える場合、助成金変更申請書

(様式第4号)を提出すること。なお、審査の結果、助成対象とならない場合がある。
また、企画を中止する場合、助成金中止申請書(様式第5号)を提出すること。

10. 実績報告及び請求書等

対象ツアー催行後1ヶ月以内もしくは令和7年2月21日(金)のいずれか早い日までに、
結果と成果について、委託事業者宛、以下の書類を提出すること。

- (1) 助成金実績報告書(様式第6号)
- (2) 企画提案書 兼 報告書(様式第2号)
※ 販売中止、催行中止となった場合でも、提出すること。
- (3) 証憑書類(広告代理店等から旅行会社への請求書写し等) ※月次で報告済みの分は不要
- (4) 成果物(当該商品が掲載された広告媒体。新聞・記事・掲載画面データ等)
- (5) 広告換算額
- (6) その他申請にあたり事務局が必要と認める書類
※ お客様属性、効果測定等のデータ提供に協力すること

11. 助成金の支払い

- (1) 事業実施内容の効果・実績が記載された事業報告書を受理した後、申請どおりに事業が
執行されたことを確認し、内容が適切であると認められた場合に助成金を支出する。
- (2) 助成対象事業が適正に執行されていないと認めた場合には助成金の減額又は取り止めを
行うことができる。
- (3) 企画提案にあった送客目標人数を大きく下回る場合には、本事業委託者と当機構の協議
により助成金を減額する場合がある。

12. その他

- (1) 採択された提案内容は、当機構と協議の上で修正する場合がある。
- (2) 企画内容の不履行が生じた際は、助成の支給停止、または内容変更することがある。ま
た、当機構はそのことによる経済的な損害はその責を免ぜられるものとする。
- (3) この指示書に定めのないものは、協議の上決定する。

13. 問い合わせ先

- (1) **委託事業会社**

以 上

様式第 1 号

首都圏発商品

関西圏発商品

中京圏発商品

※ 該当する出発地のチェックをクリックして、チェックを入れてください。

※ 出発地ごとに申請してください。(1 出発地 1 枚)

令和 6 年度 旅行商品造成支援事業 助成金交付申請書

令和 年 月 日

公益社団法人北海道観光振興機構 宛

申請者 所在地

団体名

代表者職・氏名

⑩

令和 6 年度 旅行商品造成支援事業の広告宣伝費助成金の交付を受けたいので、下記の書類を添えて申請します。

申請書類の記載内容は真正であり、かつ、当社は、旅行商品造成支援事業の助成金交付を受ける者として、公募要領に定める「反社会的勢力排除に関する誓約事項」に掲げる者のいずれにも該当しません。この誓約が虚偽であり、またはこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

また、申請にあたっては、令和 6 年度 旅行商品造成支援事業 募集要項を確認し、その内容を十分に理解しています。

記

1. 企画提案書 兼 報告書 (様式第 2 号)
2. 過去 3 年以内に造成した類似商品の概要が分かるもの (最も実績があった年度のもの 1 点) ※但し、新規商品の場合は不要。

申請担当者 職・氏名	
電話番号	
FAX 番号	
E-mail	

令和 6 年度 旅行商品造成支援事業 企画提案書 兼 報告書
 <出発地> 首都圏 関西圏 中京圏
 ※該当する出発地のチャックボックスをクリックして、チェックを入れてください。 ※出発地ごとに申請してください。 ※中京圏発商品の申請は2商品のみとなります。

会社名		部署名				ご所属				TEL		E-mail			
No.	コース・商品名	往路所在地	復路所在地	設計期間 本数	商品の特長・セールスポイント	販売価格	HOKKAIDO TRAVEL NAVI 掲載素材	テーマ性 (AT-UI ンゲア-ナイト) コン テンツ	2024 目標 (人)	日帰人数の算出根拠	寄贈 予定日	寄贈 広告媒体 (税別)	掲載 費用 (税別)	実施 費用 (税別)	2024 実績 実績 (人)
①															
											予定費用 (税別) :	費用 (税別) :	0		
											予定助成額 (税込) :	助成額 (税込) :			
②															
											予定費用 (税別) :	費用 (税別) :	0		
											予定助成額 (税込) :	助成額 (税込) :			
③															
											予定費用 (税別) :	費用 (税別) :	0		
											予定助成額 (税込) :	助成額 (税込) :			
④															
											予定費用 (税別) :	費用 (税別) :	0		
											予定助成額 (税込) :	助成額 (税込) :			

1. 申請：提出書類 ① 助成金交付申請書 様式第 1 号 ② 本紙 様式第 2 号 ③ 過去3年以内に達成した類似商品の販路が分かるもの (最も実績があった年度のEの1点) ※但し、新規商品は不要。
2. 助成金交付決定通知 様式第 3 号
↓
3. 広告掲載前になさる原簿を提出
↓
4. 月次報告：広告掲載日翌月 4 日までに広告掲載費用報告、証券提出 (広告代理店等からの旅行会社への請求等)
↓
5. 実績報告：提出書類 ① 助成金実績報告書 様式第 5 号 ② 本紙 様式第 2 号 ③ 成果物 (当該商品が広告掲載された新聞)
↓
6. 後置結果通知 様式第 7 号

様式第3号

- 首都圏発商品
 関西圏発商品
 中京圏発商品

令和 年 月 日

様

公益社団法人北海道観光振興機構
会 長 小 金 澤 健 司
(公印省略)

令和6年度 旅行商品造成支援事業 助成金交付決定通知書

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

この度は、令和6年度 旅行商品造成支援事業の助成金交付申請ありがとうございました。
審査した結果、貴社の下記商品を助成対象とさせていただくこととなりましたのでお知らせ
いたします。

なお、今後の手続き等につきましては順次お知らせしますので、よろしくお願いたします。

敬 具

記

1. 商 品 名 称 :
2. 設 定 期 間 :
3. 集 客 目 標 数 :
4. 交 付 上 限 額 :
5. 交 付 決 定 No. :

<問い合わせ先>

公益社団法人北海道観光振興機構 事業企画本部 プロモーション部
〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目緑苑ビル1階
TEL: 011-231-0941 FAX: 011-232-5064

栩原 幸志 e-mail: k_tochihara@visithkd.or.jp

柳原 由実子 e-mail: y_yanagihara@visithkd.or.jp

様式第4号

首都圏発商品

関西圏発商品

中京圏発商品

※ 該当する出発地のチェックをクリックして、チェックを入れてください。

※ 出発地ごとに申請してください。(1 出発地 1 枚)

令和6年度 旅行商品造成支援事業 助成金変更申請書

令和 年 月 日

公益社団法人北海道観光振興機構 宛

申請者 所在地

団体名

代表者職・氏名

⑩

令和6年 月 日付けで交付決定を受けた旅行商品造成支援事業について、下記の変更を行いたいので申請します。

記

1. 交付決定 No. :

2. 変更理由 :

3. 添付書類 : 企画提案書 兼 報告書 (様式第2号)

申請担当者 職・氏名	
電話番号	
FAX 番号	
E-mail	

様式第5号

首都圏発商品

関西圏発商品

中京圏発商品

※ 該当する出発地のチェックをクリックして、チェックを入れてください。

※ 出発地ごとに申請してください。(1 出発地 1 枚)

令和6年度 旅行商品造成支援事業 助成金中止申請書

令和 年 月 日

公益社団法人北海道観光振興機構 宛

申請者 所在地

団体名

代表者職・氏名

⑩

令和6年 月 日付けで交付決定を受けた旅行商品造成支援事業について次のとおり中止したいので申請します。

記

1. 交付決定 No. :

2. 中止の理由 :

申請担当者 職・氏名	
電話番号	
FAX 番号	
E-mail	

様式第 6 号

首都圏発商品

関西圏発商品

中京圏発商品

※ 該当する出発地のチェックをクリックして、チェックを入れてください。

※ 出発地ごとに申請してください。(1 出発地 1 枚)

令和 6 年度 旅行商品造成支援事業 助成金実績報告書

令和 年 月 日

公益社団法人北海道観光振興機構 宛

申請者 所在地

団体名

代表者職・氏名

㊞

令和 6 年 月 日付けで交付決定を受けた旅行商品造成支援事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

記

1. 交付決定 No. :

2. 助成金の交付予定額 : 金 円 (税込)

3. 助成金の精算額 : 金 円 (税込)

4. 振込先 :

銀行名	
支店名	
口座名	
口座番号	普通・当座 NO.

5. 添付書類

(1) 企画書 兼 報告書 (様式第 2 号)

(2) 広告代理店、メディア等から旅行会社への請求書写し等

(3) 成果物 (当該商品が掲載された広告媒体。新聞・記事・掲載画面データ等)

(4) その他申請にあたり事務局が必要と認める書類

申請担当者 職・氏名	
電話番号	
FAX 番号	
E-mail	

様式第7号

- 首都圏発商品
 関西圏発商品
 中京圏発商品

令和 年 月 日

様

公益社団法人北海道観光振興機構
会 長 小 金 澤 健 司
(公印省略)

令和6年度 旅行商品造成支援事業
実績報告書の検査結果について

令和 年 月 日付で報告を受けた検査結果は次のとおりです。

記

1. 交付決定 No :
2. 検査年月日 :
3. 検査結果 :
4. 交 付 額 :
5. 交付予定日 :
6. 備 考 :

<問い合わせ先>

公益社団法人北海道観光振興機構 事業企画本部 プロモーション部
〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目緑苑ビル1階
TEL : 011-231-0941 FAX : 011-232-5064
栩原 幸志 e-mail : k_tochihara@visithkd.or.jp
柳原 由実子 e-mail : y_yanagihara@visithkd.or.jp

参加表明書

令和6年度 旅行商品造成支援事業
に係る企画提案の参加表明を致します。

会社名	
所在地	
担当者名	部署・役職：
	氏名：
連絡先	TEL：
	Email：

提出期限：令和6年7月31日（水）12時

提出先：

公益社団法人北海道観光振興機構 事業企画本部 プロモーション部
〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階
TEL：011-231-0941 FAX：011-232-5064
榎原 幸志 e-mail：k_tochihara@visithkd.or.jp
柳原 由実子 e-mail：y_yanagihara@visithkd.or.jp